

午後5時1分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長(宇留間修次君) 貴重な時間をおかりいたしまして大変申しわけございませんでした。

それでは1回目の関係につきまして、回答させていただきます。先ほど、34%増の80億4,000万円の内訳は、ご説明したとおりでございます。その34%がどうして18.2%かという関係ですが、まず、34%の増加を当初見ております。それに対しまして、第1期計画での高齢者人口の伸び率が12%増という形の中で考えてございまして、その実質的な伸びというものを20.9%という形の中で見込んでおります。また、その20%のうち、今後見込まれます準備基金の取り崩し3,000万円を差し引きいたしますと、保険料伸び率を18.2%という形の中で算定したものでございます。これにつきまして、平成15・16・17年の3カ年におきまして、一般会計の給付額としての繰り入れというものは、これで賄えるというものでございます。ただ、法的にあります市町村負担分12.5%については、当然、予算の中に計上してございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号藤岡市介護保険条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第13号 藤岡市企業誘致促進条例の全部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第16、議案第13号藤岡市企業誘致促進条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長(荻野廣男君) 議案第13号藤岡市企業誘致促進条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

本市では、昭和60年に企業誘致促進条例を制定し、当時としては他の自治体より有利な優遇措置を設け、企業の誘致を積極的に進めてまいりました。しかしながら、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や企業の生産拠点の海外移転が進む中で、企業誘致を取り巻く環境は非常に厳しいものとなり、全国各自治体ではさまざまな優遇措置の強化に努め、地域間競争も激化している状況です。本市においても企業局の東平井工業団地が2区画、土地開発公社による第2本動堂工業団地が1区画、企業への分譲が決まらない状況です。このような状況から進出企業への優遇制度の強化拡大を図り、企業誘致を促進するため条例改正を行うものであります。

改正の主なものは、進出企業の固定資産税相当額に対する奨励金について今までは3年間交付していたものを5年間に延長すること、進出に伴い新たに市民を雇用した企業に対する雇用促進奨励金や緑地設置奨励金を新たに設けたことであります。また、これらの優遇措置の対象となる業種についても今までは製造業だけでしたが、製造業だけでなく情報通信業・サービス業のうち一部の業種にまで拡大したことあります。改正の要旨は、優遇措置の強化拡大であります。それらに伴い優遇措置の指定の申請、取り消し要件や奨励金交付等の申請や地位の承継など、細部にわたって項目の増加や変更となるため全部改正としてお願いするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番(吉田達哉君) 議案第13号藤岡市企業誘致促進条例の全部改正についてであります。こ

ういった形で、今、提案をいただきまして、進出してくる企業といたしましても、固定資産税の関係が3年から5年、それから業種もいろいろ増える、緑地保存の補助金といったものが計上されているわけでございます。一番重要なことは、進出してくるニーズに合った用地が用意できるかどうかということだと思ふような気がするのですけれども、今のところ、東平井を地図上で見れば、サメの歯のようにギザギザした地形になっております。そこに誘致して工場に出てきてもらっても、地形が悪過ぎて死んだような土地が多くなってしまう。それから、本動堂については企業の方から問い合わせが来るようではありますが、4,000坪1区画ということなのですが、2,000坪欲しいとか、1,500坪欲しいとかということで、4,000坪では大き過ぎるというような話も聞いております。そういった中で、区画を割るとか、土地代をもう少し安くするとか、そういった努力を今後する予定があるのかどうなのか。受け皿については十分わかりますけれども、出店してくる、または進出してくる企業に対して、どのような形で面積・値段、その辺を考慮して進めていくのか、その辺についてお聞きいたします。

議長（塩原吉三君） 経済部長。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） まず、土地の区画の件でございますが、本動堂工業団地については、今、1区画ということで計画をしてございますが、この部分について現在の企業のニーズに合っているかどうかという観点から行けば、1区画だけで行っているのかどうか疑問が残るところでございますので、この部分については柔軟に対応してまいりたいと思っております。

また、東平井の企業局の部分につきましては、市として決定をすることができる部分ではございませんので、県に対しまして市議会等の要望をお伝えしてまいりたいと思っております。

また、本動堂の工業団地の単価につきましても、地価の評価、また、不動産鑑定士等から入手いたしました情報等から考えまして、現在、3月で予定してございます公社理事会に、単価の約15%ほどの切り下げを上程する予定でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） それから、一部市町村では実施しているところもあるかと思いますが、不動産業者からの紹介について、不動産手数料等を規定で行きますと3%とかという数字なのですけれども、その辺をよく調整しながら3%ではなくて、例えば進出してくる企業から1%、行政側から1%の2%でとかということを実施している市町村もあるようでございます。藤岡市については、そういった不動産業者からの紹介に対しての手数料を今後どのようにしていくのか、その辺についてお伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 経済部長。

経済部長（荻野廣男君） 企業立地紹介成立の手数料ということですが、公社につきましては3月に予定をいたしております理事会に、紹介の成立料という形で案を提案することで現在、準備を進めてございます。

また、公社の分譲地につきましては、売却だけではなく、賃貸ということも構造改革特区の関係で行ってまいりたいと考えておりますので、現在、この賃貸の場合における紹介料というものも実施をする方向で進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） いずれにしても私が心配していることが3月の公社理事会に上程されるということです。先ほど値段の15%を割引きしていくというような話がありましたけれども、15%でもまだ減額率が少ないような気がするのです。半額ぐらいで売ってしまっただけで、多少損はするかもしれないけれども、長い目で見れば、その土地から固定資産税も上がってくるし、事業所税も上がってくるし、もし、本社を登記してもらえば法人税も上がってくるし、そこで働く人たちの雇用の確保にもつながるといったことも想定できますので、思い切ってこちら辺で50%ぐらいカットしてどさっと処理をして、次、また新しい場所に企業誘致をしながら、この事業をどんどん進めていっていただきたいと思います。きっと回答はできないと思うのですが、もし、できたら結構ですけれども、回答をお願いしたいと思います。

議 長（塩原吉三君） 経済部長。

経済部長（荻野廣男君） お答えいたします。

15%というのは地価の下落、または鑑定士等から入手しました情報等、また、他市の価格の引き下げ等を考えた中で、本市としては思い切ったパーセンテージということ考えております。50%というのは、私どもでは全く想定いたしておりませんでした。今後の状況を見て、その中でできるだけの努力はさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号藤岡市企業誘致促進条例の全部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第14号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第17、議案第14号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 議案第14号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

改正の第1点目でございますけれども、議案第13号により議決をいただきました藤岡市企業誘致促進条例の全部改正と関連をいたしております。企業誘致促進審議会委員を削除するものであります。これは審議会の審議事項である優遇措置の認定、奨励金の交付等の要件を促進条例及び条例施行規則に規定したため、審議会委員制度を廃止するものでございます。

第2点目といたしましては、母子自立支援員制度の創設に伴うものであります。母子及び寡婦福祉法の改正により本年4月1日から母子自立支援員の委嘱が義務づけられました。支援員の業務といたしましては、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦からの相談に応じ、自立に必要な指導を行うことです。母子自立支援員の委嘱に当たり、その報酬を定めるものであります。

改正の3点目でございますけれども、行政検討懇談会の廃止に伴うものであります。平成7年に設置されました行政検討懇談会につきましては、運営形態といたしまして、行政主導の色彩が濃いといった反省に基づきまして、今後は、市長と市民の直接対話により市

民ニーズの把握に努め、市民の声を聞く住民主体の方式に変更いたしたいと考えております。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

第18 議案第15号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第18、議案第15号藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第15号藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について、

ご説明申し上げます。

建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の改正の必要が生じたので、ここに改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、建築基準法文中の用語におきまして、「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改正されたことに伴い、該当用語を改正するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

第19 議案第16号 藤岡市都市計画審議会条例の一部改正について

議 長（塩原吉三君） 日程第19、議案第16号藤岡市都市計画審議会条例の一部改正について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第16号藤岡市都市計画審議会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

都市計画審議会は、都市計画法に基づき都市計画に関する事項を審議するための審議会であり、市や県が定める都市計画について市の意見を付議するものであります。

近年、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められており、都市計画のように住民の権利義務に直接影響を与えることとなる行政手続については、特にその要請が高まっております。また、環境問題や少子・高齢化問題に対する関心が高まる中で、住民自らが暮らす町のあり方についても、これまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっているところであります。このため、今後の都市計画決定手続においては以上のような状況を十分に踏まえ、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、都市計画の確実な実現を図る観点から、都市計画決定手続における住民参加の機会を拡大していく必要があることから、藤岡市都市計画審議会条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、総委員数の20人以内に変更はありませんが、条例第3条(2)市議会議員「8人以内」を「5人以内」に、条例第3条(3)藤岡市民「3人以内」を「6人以内」に改め、条例第3条(2)藤岡市民の任期を2年とすることで、条例第3条第2項で追加して定めるものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号藤岡市都市計画審議会条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

第20 議案第17号 藤岡市都市公園運動施設管理条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第20、議案第17号藤岡市都市公園運動施設管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第17号藤岡市都市公園運動施設管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

藤岡市は、「生活感動のあるまち」をテーマに掲げ、生涯スポーツの普及のためスポーツ関係施設の充実を図っているところでございます。今回の改正する主な内容といたしましては、市民の健康増進や余暇の利用のために、より一層利用しやすく、より一層多くの市民に利用していただくため、午前・午後または午前・午後・夜間での使用料金から1時間単位の使用料金に変更し、短時間での利用をしやすくするものでございます。特に学校週5日制にも配慮し、高校生以下の使用料金を大半の施設で半額とし、青少年の利用促進を図るものであります。また、社会人のスポーツの振興を一層図るため、夜間利用の照明料の改正を行い、より多くの市民に利用していただくものであります。その他、使用面積または設備の充実等により運動施設使用料金に格差が生じているため、使用料金を改正し均衡を図るため本条例の一部改正をお願いするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号藤岡市都市公園運動施設管理条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

第21 議案第18号 藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

議長（塩原吉三君） 日程第21、議案第18号藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第18号藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

主な改正の内容については、雇用・能力開発機構と藤岡市で共有していた藤岡勤労者体育センターが、雇用・能力開発機構からの譲渡により藤岡市独自の施設となったことに伴い、新たに体育施設「庚申山第2体育館」として本条例に組み込み、管理及び運営を行うものでございます。よって、藤岡勤労者体育センター設置及び管理運営に関する条例は廃止になります。なお、使用料金については、目的を持った庚申山第2体育館については据え置きとし、ほかの体育施設の使用料金については、都市公園の運動施設との均衡を図る

ことから本条例の一部改正をお願いするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

第22 議案第19号 藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第22、議案第19号藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議案第19号藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

組織機構の改正並びに議員の各種委員会への就任制限に関する決議が可決されたことに

に伴い、関連する条文の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、「学校給食課」を「学校給食センター」に名称変更することに伴い、「課長」を「所長」に、運営委員会の委員定数「22人」を「20人」に改め、委員条件中の「市議会議員」を削除するものでございます。

以上、簡単であります但提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第19号藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

第23 議案第20号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について

議 長（塩原吉三君） 日程第23、議案第20号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第20号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について、提案説明を申し上げます。

このたびの規約の変更につきましては、藤岡市及び多野郡の町村で共同設置しております藤岡市等介護認定審査会の関係市町村である万場町と中里村が、平成15年4月1日に合併することに伴う変更でございます。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第20号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

第24 議案第21号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について

議長(塩原吉三君) 日程第24、議案第21号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 中易昌司君登壇)

企画部長（中易昌司君） 議案第21号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係自治体の協議により定めるものとされており、本議会にて議決をお願いするものであります。

まず、変更の第1点目は、第2条の組合を組織する市町村についてであります。平成15年4月1日に万場町と中里村の合併が行われることから、同条中の「万場町、中里村」を合併後の町名「神流町」に改め、末尾に加えるものであります。また、吉井町と鬼石町の順序を県等で公表する市町村の順序に改めます。

次に、第2点目は、第3条の共同処理する事務についてであります。これも「神流町」に改め、末尾に加えるものであります。また、第6項のし尿処理施設の建設に関する事務につきましては、現在、当圏域内に、し尿処理を共同処理する一部事務組合が既に設置されているため削除いたします。さらに、第7号のごみ処理施設の建設に関する事務処理及び第11号の視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務につきましては、当組合を組織する市町村がそれぞれ対応しているため削除いたします。

次に、第3点目は、第5条の組合議会議員の定数についてであります。議員定数を1人減の「21人」に、「万場町2人、中里村2人」を「神流町3人」に改めます。

次に、第4点目は、第8条の理事の人数についてであります。市町村長の人数が1人減になりますので「理事4人」を「理事3人」に改めます。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第21号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合理約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

第25 議案第22号 群馬県市町村会館管理組合理約の変更について

議長(塩原吉三君) 日程第25、議案第22号群馬県市町村会館管理組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 中易昌司君登壇)

企画部長(中易昌司君) 議案第22号群馬県市町村会館管理組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

平成15年4月1日から群馬県市町村会館管理組合組織の市町村である万場町及び中里村が廃止され、その区域をもって神流町が設置され、万場町及び中里村が群馬県市町村会館管理組合において共同処理していた事務を神流町においても引き続き群馬県市町村会館管理組合において共同処理するため、地方自治法第286条第1項の規定により群馬県市町村会館管理組合理約の変更協議がありましたので、同法290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、別表中の「中里村」、そして、「万場町」を削り、「神流町」を加えるものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第22号群馬県市町村会館管理組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

第26 議案第23号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について

議長（塩原吉三君） 日程第26、議案第23号群馬県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 議案第23号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により規約の変更をするものであります。

変更の内容につきましては、2点ございます。1点目は、平成15年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります万場町及び中里村が廃止され、その区域をもって神流町が設置されます。万場町及び中里村が組合において共同処理していた事務を神流町においても引き続き平成15年4月1日から適用して行うための改正であります。

次に、2点目でございますが、同じく当組合の組織団体であります渋川地区農業共済事務組合が平成15年3月31日限りで解散し、その事務及び財産が渋川地区広域市町村圏振興整備組合に承継されるための改正であります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第23号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

第27 議案第24号 多野藤岡医療事務市町村組合規約の変更について

議長（塩原吉三君） 日程第27、議案第24号多野藤岡医療事務市町村組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第24号多野藤岡医療事務市町村組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

第2条の組合を組織する市町村の改正につきましては、「万場町、中里村」を合併後の町名「神流町」に改め、末尾に加えるものでございます。第5条は、議会の組織の改正で議員数について「万場町で1人」「中里村と上野村で1人」を「上野村で1人」「神流町で1人」に改めるものでございます。

また、第5章の地方公営企業法の適用を加えることにつきましては、組合の共同処理する事務のうち、第3条第3号の介護老人保健施設及び訪問介護ステーションに関しまして、財務規定等の適用をしておりますが、組合規約に規定されていないため加えるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第24号多野藤岡医療事務市町村組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

第28 議案第25号 市道路線の廃止について

議案第26号 市道路線の認定について

議 長（塩原吉三君） 日程第28、議案第25号市道路線の廃止について、議案第26号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第25号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。今回、提案申し上げます市道路線の廃止は1件1路線でございます。市道4295号線でございますが、この路線の延長部分に寄附行為がありましたので、一時路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第26号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回、提案申し上げます市道路線の認定は2件4路線でございます。初めに、市道4295号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき寄附行為があり、路線の再編成の必要が生じたための道路でございます。

次に、市道4658号線、市道4659号線及び市道4660号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。

以上、2件4路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第25号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第25号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） ちょっと1点お聞かせをいただきたいと思います。

市道路線の4658号線を受け入れ基準にということで、今、説明がありましたが、これは開発の関係ですか。それを1点お答えいただきたいと思います。

それと、大分この認定で使われております地図が古いものが使われているようで、まだグンサンの所もグンサンが営業しているかのように写っているので、今後についてはもうパープルタウンもできまして、大分家も建ってきましたので、現況に沿ったような形でご提示をいただくと非常にわかりやすいと思うのですが、その辺、今後についてはそういった形でご提出をいただきたいと思いますが、その4658号線は開発の関係かどうか、その1点だけお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

市道4658号線でございます。この関係につきましては、藤岡市開発指導要綱に基づき市道を築造したために、その寄附がありましたので受け入れるものでございます。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第26号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

第29 議案第27号 神流小校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定について

議長（塩原吉三君） 日程第29、議案第27号神流小校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第27号神流小校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定について、ご説明申し上げます。

厳しい財政状況の中、本市では行財政改革の推進により主要事業の見直しを行い、計画されていた児童館建設事業を廃止決定いたしました。これに伴い、用地を買収することであらかじめ土地所有者と覚書を取り交わしていた神流小校区児童館建設予定地の藤岡市下戸塚178番地1の1、280平方メートルについては、土地所有者が既に宅地造成を実施していることから、市の土地買収取りやめにより土地所有者に損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額970万4,000円の内訳は、これまでに要した経費として、農地転用許可費5万2,500円、宅地造成費363万5,000円、次に、原状回復費用として、農地原状復旧工事費600万6,000円、農地転用許可取消費1万500円であります。

以上、提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） この損害賠償費の関係なのですけれども、内訳は造成費が363万何ぼ、それから、原状回復費として約600万円ということなのですけれども、これを見ていて、まず、その覚書、この覚書というのはどういう法的根拠があるのでしょうか。

それから、過去に藤岡市が公有地を取得するために、こういった方法で地権者の方と覚書を取り交わしてこういう購入方法でやってきた例があるのか。

それから、通常の一般的な用地を買収する手続の手順、この辺についてまず答弁をしていただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 佐藤議員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、覚書の根拠についてのご質問でございますが、覚書とは、特定の者との間で契約書にかえて相互の間の主要事業について取り決めて、それを明記して交換する書類でございます。その覚書には、その性格が契約書と同じもの、また政治的、道義的責任を生じさせるものもありますが、本件の覚書につきましては、その内容からしまして契約書と同等の効力を有するものと考えております。

2点目といたしまして、このような形の中で過去に地権者と取り交わした例があるかということでございますが、私の聞いた範囲では、聞いてございません。

また、一般的な手続につきましては、当然その年度におきまして契約を取り交わす形が一般的ではございますが、この覚書の発生した関係につきましては、平成14年に当初、神流小校区の児童館を買収と同時に建設するというこの中のスケジュールで事務が当時進められておりました。そうした中におきまして、今後のスケジュール等を踏まえた中で、このような形の中で覚書を取り交わし、また、その中には当然、税法上の5,000万円控除とかを受ける関係がございまして、そうすると、当然土地収用法の事業認定を受けなければならない、それには当然事前協議を含めて6カ月以上の所要日数がかかるということでございます。そうした中で、早期に確保したいという形の中で土地所有者との覚書をしたということであったということでございます。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 覚書、これをちょっと広辞苑で調べたら、「主に外交上に用いられる用語であり、国と国が覚書を交わすと、それは条約と同じ効力を発揮する。」というふうに書いてあります。いわゆる、今、部長が言われたように本契約と同じなのです。そうなりますと、通常は市が、例えばこういう目的のためにこういう事業をします、そのためにこの土地が必要だということになりますと、まず適当な用地の選定をします。それで、予算がつかなければ、議決されなければ執行できないわけですから、その時点では当然仮契約のわけです。そこに必ず一筆入ると思う。「議決後、本契約する。」とか、何とかということがうたわれてしかるべきなのです。

今、聞いてみると、覚書を交わしてこういう形で過去に藤岡市は用地買収をしたことが

ないのです。そうすると、この宅地造成費三百何十万円、これは宅地造成したから原状へ戻せということになってしまうのです。そうすると、この覚書は本契約を交わした時点で予算が成立していたのですか。これは仮に事業をすとか、しないとかということではなくて、予算が成立しなかったら、この契約はどうしたのですか。手順が全然違うし、こういふことをすることによって九百何十万円もの損害賠償が出たのでしょうか。きちんと手順どおり、一つ一つの手続を正しくやっていたらこんなに大きな金額にならなかったのではないですか。

それで、もう一ついろいろ調べさせてもらいましたが、覚書を交わしたのが平成13年11月30日、この覚書の中に平米幾らで買いますという金額がうたわれているのです。本契約書にうたわれているということです、これが平米2万6,500円。本来、不動産鑑定士がこの土地はおおむねこのくらいでしょうということで、手順としては不動産鑑定士がある程度の土地の鑑定をします。それから、最終的には価格調整委員会が、幾らで買いたしようということでこの手続をしていきます。不動産鑑定士が鑑定した結果が出たのが平成13年11月30日、覚書を取り交わした日と同じなのです。価格調整委員会が開かれて、この土地の価格を決めたのが平成14年2月27日なのです。この辺どういふことなのか、よく精査して、わかりやすくこういふことなのです、これが正しい契約だったのですと説明していただけませんか。

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後6時10分休憩